

ロールプレイ 事例

◆居室の施錠 施設入所当初から不意に他者に手が出ていた Y さんについて

職員が間に入ることでなんとなくやり過ごしていましたが、入所から 5 ヶ月ほど経過すると誰かがそばに来るだけで手や頭が出てしまい他害を防ぐことが困難になってきました。また、壁などへの頭突きを繰り返して怪我をしてしまうことも多くなりました。しかし職員がそばにいることも苦手で、そのことからさらに課題行動を誘発させてしまいます。

そして、〇月〇日、他利用者に対しての他害行為を防げず怪我をさせてしまう事故が発生しました。勤務していた 3 人の職員はその場で話し合い、Y さんを居室に誘導して施錠しました。その後、サービス管理責任者がケース会議を開き、当面の支援方針や行動制限について検討し、下記の方針としました。

- ①玄関前の居室へ引っ越す（本人の用スペースと他の利用者の居住空間の境目に木製のパーテーションを配置して環境を分離した）。
- ②壁や床に頭をぶつける自傷行為が顕著に見られたことから、本人用スペースの全ての壁や床に保護材として、クッションやジョイントマットを取り付けた。
- ③職員がユニットに入室する時に、他害行為や自傷行為が出やすいため Y さんの居室とスタッフルームの間には段ボール箱を組み立てて緩衝材とした。
- ④利用者誘導や外部の方（清掃職員、医師の確認、見学者など）ユニットに入る際には、居室へ誘導してパーテーションを立て、合わせて居室の施錠対応もしていた。行動制限の方針として、約 1 ヶ月間の期間で、施錠時間は 1 日で 2 時間程度と設定し、施錠時の記録をこまめに行うことを統一した。

ロールプレイをするにあたって

説明する側は、身体拘束の同意を得るために何を説明するのか、なぜ同意を求めるのかキーワードを考えて下さい。

説明される側は、身体拘束の同意をしないために何を聞きたいか、なぜ同意できないのかキーワードを考えて下さい。

(身体拘束に関する説明書・経過観察記録 (参考例))

(『身体拘束ゼロへの手引き』厚生労働省、2001年)

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

〇〇〇〇様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の 予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 代表者 印
記録者 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名 印
(本人との続柄)

ワークシート

脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着ける

→身体拘束をしない工夫を考えてみよう

(個人ワーク)

(グループワーク)

ワークシート

徘徊しないように、車いす、ベッドに体幹や四肢等をひもで縛る

(徘徊中に転倒し、骨折やケガの恐れあり)

→身体拘束をしない工夫を考えてみよう

(個人ワーク)

(グループワーク)